



令和7年7月1日～

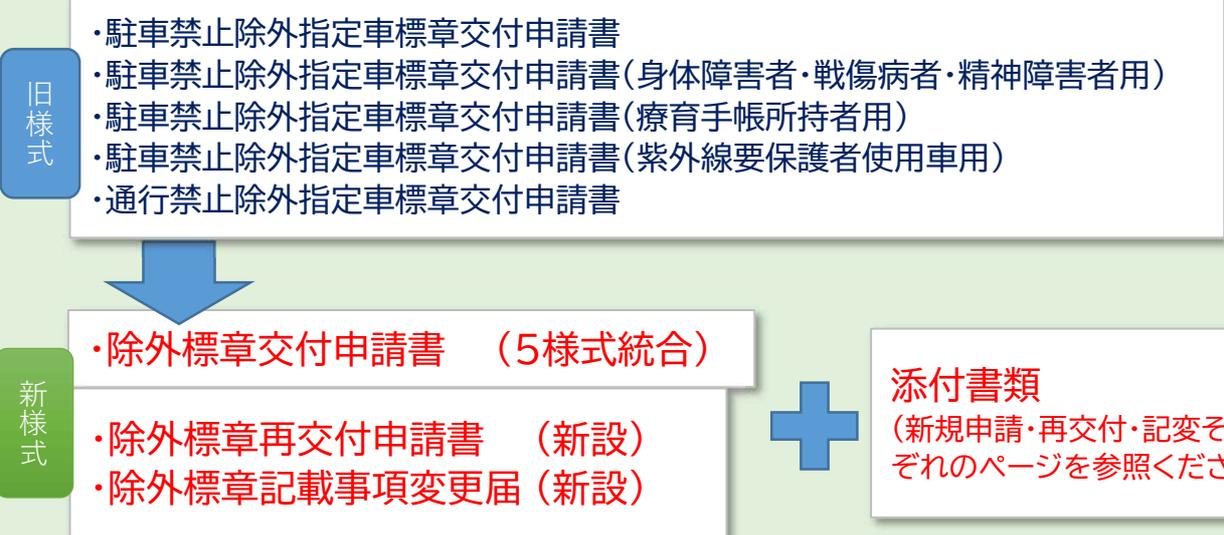
- ・駐車禁止除外指定車標章の交付申請
 - ・通行禁止除外指定車標章の交付申請
- における運用変更点(※ 申請方法の詳細は各説明ページを確認願います)

1 交付対象職種を追加（駐車禁止除外のみ）

- ・ **保健師、看護師又は准看護師**が、医師の指示により行う緊急訪問看護で使用中の車両
- ・ **助産師**が緊急訪問助産等のため使用中の車両

2 運用の変更（変更の主なポイント）

① 申請書の変更(旧様式もしばらくの間使用できます)



② 添付書類、提示書類の追加(駐車禁止除外・身体障害者等のみ)

- ・ 来署者が身体障害者等本人 → 手帳等の写しのみ(従来どおり)
- 追加** 来署者が親族等のみ(代理) → 手帳等の写し + **本人が実在していることを証明する書類**
(例:発行から3か月以内の住民票(写し可))
- 追加** 提示書類(確認後返却します)
本人との続柄が記載されている住民票及び代理人の身分証明書

不正取得・使用防止のため、全国统一で求めることとなりました。
ご理解願います。

【問い合わせ先】
・茨城県内の各警察署
・茨城県警察本部 交通規制課